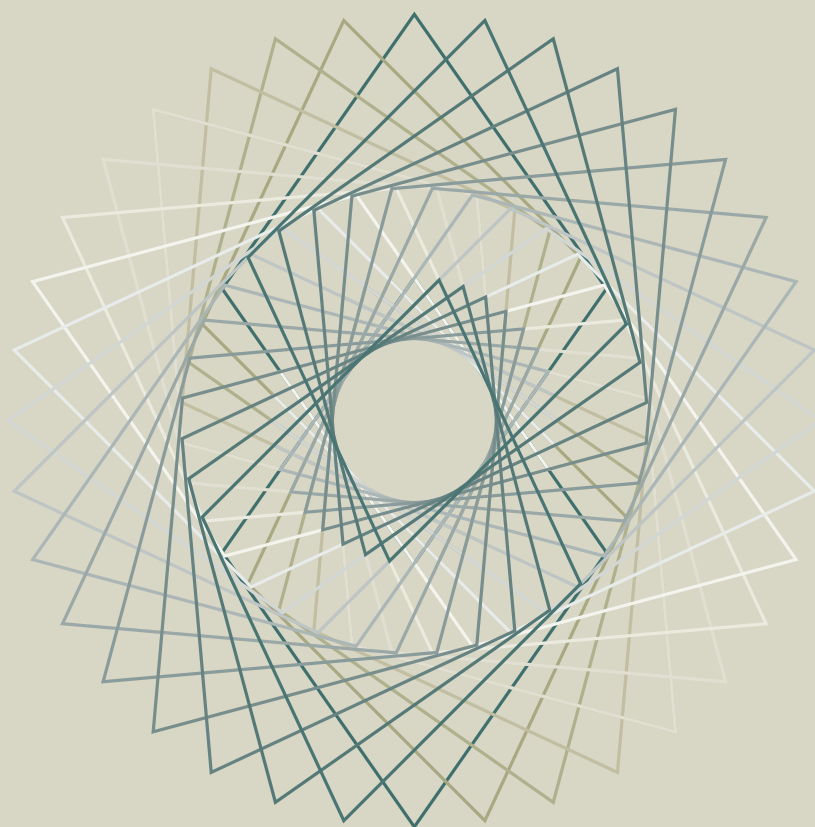


第4回改訂 厚生労働省編職業分類

# 職業名索引



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

第4回改訂 厚生労働省編職業分類

# 職業名索引

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

## まえがき

職業紹介を初めとして人と職業を扱う仕事では、業務目的などに応じてさまざまな種類の職業分類が使われている。全国の公共職業安定所で使用されている職業分類は、厚生労働省編職業分類である。職業紹介業務や業務統計の作成において職業の共通基準として用いられている。1953年に当時の労働省によって初めて作成され、その後、1965年、1986年、1999年にそれぞれ改訂されている。厚生労働省編職業分類は、職業分類表（統一基準にもとづいて職業を区分し、大・中・小・細分類の4段階に体系化したもの）と職業名索引（各種の職業名に分類番号を付けて一定の順序に配列したもの）によって構成されている。このうち職業分類表は、本年、4回目の改訂が行われた。

本職業名索引は、職業分類表の第4回改訂を受けて従前の職業名索引を見直したものである。また、当機構が先に作成した『第4回改訂 厚生労働省編職業分類 職業分類表』の別冊をなすものである。この索引には、労働市場や各種の職場で使用されている約17,200種の職業名が採録されている。これらの職業名は、実務での利用に配慮して、さまざまな情報源から収集した職業名のうち約27,600種について分類番号を付け、その中から重複等を除いて厳選したものである。

職業名索引が作成され、その見直しが重ねられてきたのは、職業名の多様性に対応し、業務の要請に応えるためである。現実の職業をみると、同じ名称の職業であっても産業・企業によって仕事内容が全く異なることがある。その逆に、同じ仕事内容の職業が異なる名称で呼ばれることもある。一方、職業紹介や雇用・職業に関する業務においては、求人・求職の円滑なマッチング等のために個別職業を職業分類体系上の項目に的確に位置づけることが求められる。職業名索引が必要とされる所以は正にこの点にある。

職業名索引は、元来、公共職業安定所の職業紹介業務で使用する職業分類表の補助資料として作成されるものである。しかし、官民共通の職業分類を謳った1999年の改正職業安定法第15条の趣旨に則ると、職業安定機関のみならず、職業紹介事業者、求人広告事業者、労働者供給事業者など職業分類を使用する事業者がともに職業名とその職業分類体系上の位置づけについて理解を深め、情報を共有することが重要である。このような観点から本索引を広く関係者に提供することにした次第である。

職業分類表とともにこの索引が、職業安定機関はもとより多くの関係者に利用され、職業分類について共通理解を深めるための一助ともなれば、これに越した喜びはない。

2011年6月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 山口 浩 一 郎

# 目 次

職業名索引の改訂 .....	1
凡例 .....	8
分類項目表 .....	15
五十音別索引	
あの部 .....	61
かの部 .....	78
さの部 .....	121
たの部 .....	159
なの部 .....	184
はの部 .....	190
まの部 .....	215
やの部 .....	223
らの部 .....	227
わの部 .....	235
分類番号別索引	
A 管理的職業 .....	237
B 専門的・技術的職業 .....	240
C 事務的職業 .....	264
D 販売の職業 .....	270
E サービスの職業 .....	274
F 保安の職業 .....	283
G 農林漁業の職業 .....	285
H 生産工程の職業 .....	290
I 輸送・機械運転の職業 .....	377
J 建設・採掘の職業 .....	384
K 運搬・清掃・包装等の職業 .....	393
参考資料 .....	401

# 職業名索引の改訂

## 1 職業名索引の変遷

全国の公共職業安定所では、職業紹介業務に共通の職業分類を使用している。その改訂が2011年に行われた。新職業分類は大・中・小・細分類の4段階に階層化され、最下位段階の細分類には、分類項目ごとに項目名、主な仕事、例示職業名が掲載されている。このうち例示職業名とは、各細分類項目に該当する職業名の中で代表的なものや、その別名などを例示したものである。細分類項目に例示職業名が掲げられているのは、実務利用を念頭に置いて職業分類が作成されているからである。

職業紹介業務では、求人・求職のマッチングを円滑に行うため求人職種に対応する細分類項目の分類番号を求人申込書に記入する必要がある。そのとき職種名だけに依存して細分類項目を選ぶと、両者の対応が必ずしも的確にはならないことがある。その理由はふたつ考えられる。第一は、職業分類の特徴に関係している。分類体系上の最下位段階の分類である細分類といえども、個別職業と分類項目が一对一に対応しているわけではなく、多くの場合、いくつかの職業をひとまとめにしてひとつの項目ができあがっている。つまり各細分類項目は一定範囲内の職務をすべて含んでいる。そのため、項目名はカテゴリーとして表示されている。どのような名称を付けるのかは、当該項目に含まれる職業の共通性によって異なる。第二は、職業名の特徴に関係している。職業名は地域、産業、事業所によって多様である。同じ名称の職業であっても産業・企業によって仕事内容が異なることがある。その逆に、同じ仕事内容の職業が異なる名称で呼ばれることもある。

職業名索引は、このような職業紹介業務の要請と職業名の多様性に対応するため、職業分類表の補助資料として作成されている。また、個別職業と細分類項目との対応関係について明確な指針を提供するものであるともいえる。職業名索引は、1953年に当時の労働省が初めて職業分類を設定したとき職業解説の一部として作成され、その後、職業分類の改訂にあわせて見直しが行われている。

以下、職業名索引の改訂の歴史を簡単に振り返ってみる。

職業紹介業務用の職業分類の起源は1953年の『職業辞典』に遡る。この辞典は、第2次大戦後、当時の労働省が職務調査を積極的に推進し、その結果などにもとづいて編纂したものである<sup>1</sup>。第I部「職業分類表」と第II部「解説表」の2部構成になっている。第I部の職業分類表は、基本的には大分類、中分類、小分類、代表名の4段階分類であるが、職業分野によっては分類段階が更に細分化されている。たとえば、技能関係の職業では、熟練度の高下に対応した3つの大分類項目が設定され、大分類によっては中分類と小分類の間に中間分類が、小分類と代表名との間に細分類、細細分類がそれぞれ設けられている。この職業分類表

---

<sup>1</sup> 労働省編（1953）『職業辞典』雇用問題研究会

の最下位段階の分類である代表名には、合計 27,383 種の普通職業名が例示されている<sup>2</sup>。これらは、代表名の別名、または主要な職務が代表名と同じか類似した職務であって代表名に含まれるものである。これらの職業名は、1950 年国勢調査資料、人事院資料、労働省の職務分析資料、事業所・団体資料などから収集した約 58,100 種の職業名（重複等を除くと約 34,300 種）の中から採録されたものである。『職業辞典』の第Ⅱ部は、代表名や普通職業名などを五十音順に配列した職業名索引である<sup>3</sup>。

職業分類の 1 回目の改訂は 1965 年に行われた。改訂版職業分類は、1953 年版と同様に、『職業辞典』の形で公表された<sup>4</sup>。第Ⅰ部の職業分類表は、大分類、中分類、小分類、代表職業名<sup>5</sup>の 4 段階構成である。そのうち大・中・小分類の上位 3 段階は 1960 年に設定された日本標準職業分類の体系に準拠して設定された。第Ⅱ部の職業名解説には、代表職業名ごとに仕事内容の記述と該当する普通職業名が掲載されている。例示された普通職業名は合計 29,674 種である。巻末には代表職業名と普通職業名を五十音順に配列した索引が付いている。この職業辞典に採録された普通職業名は、1953 年版『職業辞典』に掲載されたものを中心にして、労働省が 1955 年以降に職務調査等を通じて把握した新職業名などを追加したものである。

職業分類の第 2 回改訂は 1986 年に行われた<sup>6</sup>。これ以降、職業分類の改訂は、職業辞典の改訂ではなく、職業分類表の改訂とそれともなう職業名索引の見直しとして行われている。他方、職業辞典の第Ⅱ部であった職業解説は、職業分類表の改訂には連動せず、独自に作成されることになった<sup>7</sup>。職業分類表の 2 回目の改訂ともなう職業名索引の見直し作業では、改訂増補版『職業辞典』（1969 年）に掲載された普通職業名を中心にして、『職業ハンドブック』（1986 年）、公共職業安定所の求人職業名調査、国勢調査職業分類索引（1985 年）などから合計 3 万数千種の職業名を収集し、そのうち 25,436 種を普通職業名として採録している。索引は五十音別索引だけではなく、職業分類に対する利用上の要請に応えるため、分類番号別索引も作成された。

職業分類の 3 回目の改訂は 1999 年に行われた<sup>8</sup>。改訂の対象は、1986 年版の職業分類表と職業名索引である。職業名索引の改訂作業では、1986 年版職業名索引に掲載された普通職業

<sup>2</sup> 1953 年版職業分類表の代表名は、職業安定法第 15 条の、公共職業安定所において共通して使用されるべき標準職業名に準じるものとして扱われた。各代表名のもとには、当該職業に含まれる職業名が例示されている。それらを普通職業名という。

<sup>3</sup> 第Ⅱ部の「解説表」は、この辞典に掲載されたすべての代表名や普通職業名を五十音順に配列して、それに分類番号、職業解説（一部の職業のみ）を付けたものである。

<sup>4</sup> 労働省編（1965）『職業辞典 改訂版』雇用問題研究会

<sup>5</sup> 代表職業名は、公共職業安定所の職業紹介業務で使用される分類項目名であり、職業安定法第 15 条の標準職業名に準じるものとして扱われた。

<sup>6</sup> 労働省職業安定局編（1986）『労働省編職業分類－職業分類表－』

<sup>7</sup> 1969 年に（当時の）雇用促進事業団に職業研究所が設立されると、職業分類の維持・管理の業務は労働省職業安定局から同研究所に移管された。このため、『職業辞典』を構成する職業分類表と職業解説は、ともに同研究所及びその後身組織において研究の対象として扱われ、このうち職業解説については、職業分類表の第 2 回改訂とは別に、『職業ハンドブック』（1986 年）や『この仕事は何をするの』（1991 年）などの研究成果物の形で公表されている。

<sup>8</sup> 労働省職業安定局編（1999）『労働省編職業分類－職業分類表－』

名を中心にして、職業名索引追補改訂版（1992年）、国勢調査職業分類索引（1990年）、『職業ハンドブック』（1997年）などから合計34,161種の職業名を収集し、重複などを整理して28,275種の普通職業名を採録している。

職業分類の第3回改訂までは、先に職業分類表の改訂作業に着手し、その結果を受けて職業名索引の見直し作業が行われた。この順序で改訂が行われたのは、職業名索引が職業分類表の補助資料として位置づけられていることによる。つまり普通職業名は、職業分類表の細分類項目のもとに例示されるため、職業分類表の改訂が終了し、分類項目及び分類番号が確定しないうちに職業名索引の見直しを行うと、職業分類表の改訂後に分類番号の付け替えなどの作業が発生して二度手間になるからである。しかし、職業分類表の第4回改訂が本格的に始まる前の2008年に、1999年版職業名索引の見直し作業が行われた<sup>9</sup>。その背景は次のとおりである。

職業名索引は、職業紹介業務で使用する実務資料である。実務に資する資料とするためには、社会経済情勢の変化にあわせて職業名の見直しを行うことが不可欠である。新しい職業名を収集し、採録するだけでなく、古い職業名や職業紹介業務の対象にはなりにくい職業名などを整理する必要がある。この観点から1999年版職業名索引をみると<sup>10</sup>、1965年以降の累次の改訂過程で多様な職業名を採録するという目的に沿って国勢調査資料などに掲載された職業名が積極的に追加され、細分類によっては膨大な数の普通職業名が例示されているものもあった。他方、索引に掲載された職業名の整理は必ずしも十分とはいえない状況にあった。その結果、公共職業安定所の職員からは、採録されている職業名が古いとの指摘を受けていた<sup>11</sup>。また、求人・求職の申込みの多い職業であっても、索引に採録されていないものがあるなどの指摘もあった。

このような指摘に対応するため、1999年版職業名索引の整理作業では、特に古い名称などの既存職業名の取捨選択に重点が置かれた。その一方、労働市場で広く使われ、かつ定着していると考えられる新しい職業名も積極的に採録された。その結果、2008年版索引に掲載された職業名の数は1999年版に比べると約9,700減少し、18,578になった。

## 2 職業分類表の第4回改訂にともなう職業名索引の改訂

### (1)改訂作業の概要

職業分類の第4回改訂にともない2008年版職業名索引の改訂が行われた。この改訂では、2008年の『新訂 職業名索引』に採録された普通職業名の分類番号を付け替え、新職業分類の体系にあわせて全体を調整することだけに止まらず、従来の見直し作業と同様に、実務での利用を重視して、既存職業名を改めて整理するとともに、索引に採録されていない職業名

<sup>9</sup> 労働政策研究・研修機構（2008）『新訂 職業名索引』資料シリーズ No.48

<sup>10</sup> 日本労働研究機構（2000）『職業名索引 平成11年改訂版』資料シリーズ No.100

<sup>11</sup> 労働政策研究・研修機構（2007）『ハローワークにおける職業分類の運用に関する調査』資料シリーズ No.31

を広く収集した。改訂作業は、概ね次の順序で行われた。

#### ①職業名の収集

実務で使用する職業分類は、職業名を介して現実の仕事との対応が図られることから、一般に広く使われている職業名を索引に取り込む必要がある。そのため職業名の収集にあたっては、労働市場に出現する頻度の高いものを優先的に採り上げた。

#### ②新職業分類番号の付与及び大分類別台帳の作成

この作業には、2008年版索引に掲載された職業名の分類番号を新職業分類の分類番号に変換する作業と、新たに収集した職業名に新職業分類の分類番号を付与する作業が含まれている。新分類番号を付与する過程で職業名ごとに仕事内容を確認し、索引に採録するものだけに分類番号を付与した。このようにして分類番号の付与された職業名を大分類ごとにとりまとめ、大分類別の基本台帳を作成した。

#### ③大分類別台帳の整理

大分類別台帳には、さまざまな情報源から収集した職業名が含まれている。これらの職業名には、仕事内容を確認した後で分類番号が付けられているが、大分類を単位とした表記の統一、重複する職業名の整理などは行われていない。このため大分類ごとに職業名を整理した。

#### ④統合台帳の作成及び索引の編集

大分類別台帳の整理後、それらを統合して統合台帳を作成した。本書に掲載されている2種類の索引は、この統合台帳に載っている職業名を五十音順、分類番号順にそれぞれ並び替えたものである。

## (2)職業名の収集

今回の改訂では、職業名の収集にあたって2つの点を重視した。第一は、公共職業安定所における求人・求職の円滑なマッチングに資するように、労働市場に出現する頻度の高い職業名を収集することである。第二は、一般に広く使用されている職業名を収集するとともに、職業安定法第15条の趣旨に則り、職業紹介事業者、求人広告事業者などの民間事業者の視点を取り入れることである。

第一の視点については、次の情報源から職業名を収集した。

#### ①2008年の『新訂 職業名索引』

この索引には18,578種の職業名が採録されている。

#### ②公共職業安定所の公開求人情報に掲載された求人職種名

ハローワークインターネットを利用して、2008年版索引に採録されていない職業名を収集した<sup>12</sup>。

<sup>12</sup> 1999年版職業分類表の中分類ごとに求人検索を行い、事業者(所)による独自色の強い職種名を避けるため、同一の求人職種名が原則として5回以上出現するものだけを収集した。



### ③雑分類項目に分類された求人職種名<sup>13</sup>

求人票に記載された職種が職業分類表の雑分類項目に該当するものであって、2008年版索引に採録されていないものを収集した<sup>14</sup>。

第二の視点については、次の情報源から職業名を収集した。

#### ①市販の職業解説書

一般に広く使用されている職業名を収集するため、情報源として市販の職業解説書を利用した。各種解説書の中から2008年版索引に採録されていない職業名（公務員の職業を除く）を収集した。

#### ②民間事業者の使用する職種名

以下の事業者のうち代表的な企業を選定して、それぞれの企業のインターネットホームページで閲覧者に求人情報を提供する際に使用している職種分類の項目（分類体系の最下位段階の分類項目）を収集した<sup>15</sup>。

a. 求人広告事業者

b. 職業紹介事業者

c. 企業がインターネット上に公開している求人情報を収集して、その情報を提供する事業者

職業名を収集する際には、収集職業名に職業分類番号を付与するときの参考にするため、予め仕事内容に関する情報もあわせて収集した。

職業名の情報源としては、この他に例示職業名がある。今回の職業分類表の改訂では、実務での使い勝手に配慮して、細分類の項目ごとに主な仕事が列挙され、その項目に含まれる代表的な職業名が例示されることになった。それらの例示職業名の主な出所は次のとおりである。

①1999年版職業分類表の細分類項目（改訂版職業分類表に細分類項目として設定されなかったもの）

②『新訂 職業名索引』（2008年）に掲載された職業名

③日本標準職業分類（2009年改定）の小分類に掲載された例示職業名

④今回の職業名索引の見直し作業において新たに収集した職業名

職業名の情報源を上述の2つの視点だけに限定すると、①と③の職業名は収集対象から外れることになる。これを避けるため細分類に掲載された例示職業名も収集対象に含めた。

<sup>13</sup> 雑分類項目とは、職業分類体系上、ひとつの職業を分割して、その下位に分類項目を設定するとき、いずれの項目にも含まれない残余の職業を分類するための項目である。雑多項目とも呼ばれる。

<sup>14</sup> 厚生労働省から職業安定業務統計の特別集計データが提供された。集計の対象は、2008年5月末現在、求人票の職業分類番号の欄に雑多項目の番号が付けられているものである。

<sup>15</sup> 民間事業者の職種分類は、職業分類表の改訂と職業名索引の見直しの際にそれぞれ利用している。前者では改訂版職業分類に設定する小・細分類項目との対応関係を検討する際に、後者では職業名索引に採録する職業名として適当であるかどうかを検討する際にそれぞれ利用した。

### (3)新職業分類番号の付与及び大分類別台帳の作成

収集した職業名については、まず、索引に採録する候補として残すかどうかの判断を行った。当面残すことが適当であると判断したものについては、次に、新職業分類の該当する項目の分類番号を付与するとともに、必要に応じて名称や表記などを修正した。

2008年版索引に採録された職業名については、職業分類表の改訂過程で分類項目の新旧対照表を作成しているため、それにもとづいて分類番号の付け替えを行った。ただし、位置づけの間違った普通職業名は位置づけを修正した。ハローワークインターネットを利用して収集した職業名は、旧職業分類の中分類がわかっているため、新職業分類表における当該中分類の位置づけと仕事内容の情報を参考にして新分類番号を付与した。例示職業名には既に新分類番号が付与されているため、その番号をそのまま用いた。

収集した職業名のうち上述以外のものについては、それぞれの仕事内容に関する情報をもとにして新分類番号を付与した。職業名の中には新職業分類の複数の細分類に該当するものがある。その場合には、職業名と具体的な仕事内容の両者を勘案して分類番号を付けた。このようにして新分類番号の付与された職業名を大分類ごとにとりまとめ、大分類別の基本台帳を作成した。大分類別台帳に掲載された職業名の数は表1のとおりである。

### (4)大分類別台帳の整理

収集した職業名に分類番号を付与する作業は、前述(2)の情報源ごとに行っている。このため大分類別台帳を作成した時点では、重複する職業名の整理や表記の統一などは行われていない。大分類別台帳の作成後、その整理を次の2つの視点から行った。第一は索引に採録するかかどうかの視点である。索引に採録するか、しないかの判断は、大凡以下の原則にもとづいて行った。

#### ①同一又は類似の職業名の取り扱い

同一の職業分類番号が付与されたもののうち、名称が同じ、または極めて類似しているものは、そのうちの適当と考えられるものをひとつだけ選択する。ただし、名称の読み方が同じでも表記の異なるものは、検索の便宜に配慮して個別に判断する。

#### ②索引に採録しないもの

- ・製品名、工程名を職業名にしているもののうち、過度に細分化された製品・工程の名称を使用していると考えられるもの。
- ・仕事内容を誤って推測されやすいもの。
- ・現在ではあまり用いられていないもの。
- ・公務員の役職名・職務名。ただし、公務部門の仕事のうち民間への業務委託が行われているものについては、個別に判断する。
- ・制度の変更によって使われなくなったもの。
- ・就業者が少数であると考えられるもの。

第二は表記が適切であるかどうかの視点である。職業名に統一感を持たせるため、送り仮名、漢字・仮名の表記、括弧書きの有無などの表記について基準を設け、これにもとづいて表記の修正、職業名の取捨選択などを行った。

### (5)統合台帳の作成及び編集

大分類別台帳の整理後、索引に採録する職業名だけを集めて統合台帳を作成した。この台帳に載っている職業名の数、2008年版索引に比べると1,369少ない、17,209である（表1参照）。統合台帳に掲載された普通職業名を分類番号順に並び替えたものが、分類番号別索引である。他方、五十音別索引は、統合台帳に載っている普通職業名と細分類項目（雑多項目を除く）を五十音順に編集したものである。

表1 職業名の数

	統合台帳*	大分類別台帳	2008年版索引
A 管理的職業	328	517	395
B 専門的・技術的職業	2,381	5,135	3,079
C 事務的職業	534	1,474	821
D 販売の職業	425	1,186	589
E サービスの職業	854	1,354	626
F 保安の職業	227	340	208
G 農林漁業の職業	529	811	465
H 生産工程の職業	9,646	13,529	
I 輸送・機械運転の職業	771	1,121	
J 建設・採掘の職業	913	1,283	
K 運搬・清掃・包装等の職業	601	887	
H 運輸・通信の職業			459
I 生産工程・労務の職業			11,936
計	17,209	27,637	18,578

(注) 統合台帳には細分類項目名（雑多項目を除く）と普通職業名が含まれている。このうち普通職業名数は16,423である。

# 凡 例

## 1 編集方針

- ①この索引は、現代の職場において普通に用いられる職種名や労働市場に出現する職種名などを収集・整理し、それぞれに職業分類番号を付けて一定の順序で配列したものである。職業分類番号は、厚生労働省編職業分類（2011年改訂版）によっている。採録した職業名の数は17,209である。
- ②利用の便を考慮して、五十音別索引と職業分類番号別索引を作成した。

## 2 職業名

- ①職業名は、労働省編職業分類（1999年改訂版）、『新訂 職業名索引』（2008年）、日本標準職業分類（2009年改定版）、公共職業安定所の公開求人情報、インターネット上の民間事業所の公開求人情報、職業紹介事業者等の職種分類などから収集した。
- ②収集した職業名は、その仕事内容を確認したうえで、この索引に採録するか否かの判断を行った。その際に重視した主な視点は次のとおりである。
  - ・ 職業紹介等の業務・事業の遂行に資する職業名であるか。
  - ・ 現在使用されている名称であるか。
  - ・ 同一の仕事に対する名称として多様性を示すものであるか。
  - ・ 厚生労働省編職業分類の細分類項目の職務範囲を示すものとして適切であるか。
- ③索引には次の3種類の職業名を掲載している。

### ア 代表職業名

代表職業名とは、職業安定法第15条に明記された標準職業名に準じる職業名であって、本索引においては厚生労働省編職業分類の細分類項目名を指す。代表職業名には数字5桁の分類番号を付けた。

### イ 普通職業名

普通職業名とは、細分類の職業と同じ職務範囲を持つ職業であって名称の異なるもの、あるいは細分類に含まれる職務範囲のうち一部の仕事を共有する職業の名称をいう。これらの職業は細分類と同一あるいはそれに含まれる職業であることから、代表職業名と同じ分類番号を付けた。

### ウ 包括的職業名

包括的職業名とは、小分類の職業と同じ職務範囲を持つ職業であって名称の異なるもの、あるいは同一小分類のもとに設定されている細分類のうち複数の項目に該当する職業の名称をいう。これらの職業には、上から4・5桁目が「00」（ゼロゼロ）である数字5桁の分類番号を付けた。

- ④これら3種類の職業名に付与した数字5桁の職業分類番号のうち上から3桁の数字は、厚生労働省編職業分類に設定された小分類の分類番号である。また、上から4・5桁目の数字は小分類ごとに設定された細分類の固有の分類番号である。
- ⑤代表職業名によって表わされる仕事の広がりや深さを明らかにするためのひとつの方法は、細分類項目のもとに位置づけられる普通職業名の内容を豊かにすることである。この点については、従来、同じ職務内容であっても名称の記述が異なるものを収録して職業名の多様性を重視するアプローチがとられてきた。しかし、これよりも重要性がいつそう増しているのは、細分類項目に含まれるさまざまな仕事に対応した普通職業名を広く収集することである。今回の改訂では、後者の視点を意識して普通職業名の編集を行っているが、現実には細分類項目に含まれる仕事の広がりや深さに対応した普通職業名を遺漏なく収集することは容易でない。このため収集した職業名の中で細分類項目に含まれる仕事として代表的なものを採録するように努めた。

### 3 表記

- ①代表職業名はゴシック体（太字）で示し、普通職業名と区別して表記した。

(例) 453-01 **施設警備員**  
 機械警備員  
 工場警備員  
 守衛  
 ビル警備員

- ②送り仮名は原則として省略しているが、送り仮名がないと読みにくいものには送り仮名を付けた。

(例) 自動車部品組付工	584-01
貨物積卸作業員	753-02
手荷物一時預り人	422-01
焼入れ仕上工	525-01

- ③常用漢字表に載っていない漢字は、原則として平仮名で表記したが、読み仮名を括弧書きで付けたものもある。

(例) あん摩マッサージ師	151-01
配ぜん係	403-01
し尿処理作業員	764-02
隧（ずい）道設計技術者	092-01
花卉（き）類小売店店長	321-99

- ④平仮名、漢字による表記がともに一般的に用いられているものは、それぞれの表記による職業名を掲載した。

(例) がん具組立工	569-05
玩具デザイナー	224-04
かん詰食品充填工	547-01
食品充てん工 (レトルト食品製造)	547-03

⑤同一の職業であっても一般に用いられる呼称や表記が異なるものは、異なる普通職業名として掲載した。

(例) 呼称が異なるもの	
キャッシャー	323-01
チェッカー (卸・小売店)	323-01
レジスター係	323-01
表記が異なるもの	
鳶職	702-00
とび職	702-00

⑥異なる視点から検索が可能となるように、同一の職業を、表記を変えて掲載した。

(例) ゴルフ場フロント係	406-04
フロント係 (ゴルフ場)	406-04
機械 CAD オペレーター	643-02
CAD オペレーター (機械製図)	643-02

⑦同一の普通職業名であって、仕事に従事する場所、仕事の内容、仕事に必要な知識・技能などの異なるものは、職業名の末尾にその特徴を括弧書きで注記し、異なる普通職業名として掲載した。

(例) 相談員 (児童相談所)	161-01
相談員 (社会福祉協議会)	169-99
相談員 (交通事故相談所)	259-99
リサイクル品回収人 (卸売まで行うもの)	326-01
リサイクル品回収人 (回収作業にのみ従事するもの)	753-01
打抜工 (金属製品製造)	531-02
打抜工 (印刷業)	562-07
打抜工 (プラスチック製品製造)	565-04

## 4 配列

### (1)五十音順配列

①配列の順序は、表音式にしたがって現代仮名遣いによる五十音順 (あいうえお順) 及び国語辞典方式によった。

②国語辞典方式による配列優先順序は次のとおりである。

ア 同一の仮名の中で、濁音、半濁音は、清音の位置に配列され、清音、濁音、半濁音の順とする。

(例) は → ば → ぱ  
 ハ → バ → パ

イ 直音を表す文字、その小文字の順とする。

(例) つ → っ  
 や → ゃ  
 ゆ → ゅ  
 よ → ょ

ウ 平仮名、カタカナの順とする。

(例) け → ケ

エ カタカナの「ー」で表される長音は、その前の音のもつ母音一字と等しいものとして配列する。

③アルファベットで表されているものについては、表2の読み方によって配列したが、文字単位ではなくひとまとまりの単語としての読み方が一般的な場合には、その読み方にしたがった。

(例) CGアーティスト → しいじいああていすと  
 DTPオペレーター → でいいていいぴいおぺれえたあ  
 CADオペレーター → きゃどおぺれえたあ  
 POPライター → ぽっぷらいたあ

表2 アルファベットの読み方

アルファベット	ふりがな	アルファベット	ふりがな	アルファベット	ふりがな
A	えい	J	じえい	S	えす
B	びい	K	けい	T	ていい
C	しい	L	える	U	ゆう
D	でいい	M	えむ	V	ぶい
E	いい	N	えぬ	W	だぶりゆう
F	えふ	O	おお	X	えっくす
G	じい	P	ぴい	Y	わい
H	えいち	Q	きゆう	Z	ぜっと
I	あい	R	あある		

## (2)分類番号順配列

配列は、大分類、中分類、小分類、細分類、普通職業名の順である。分類番号が〇〇〇-00で表わされる職業名は、該当する小分類の中で先頭に位置づけた。

(例)	大分類	・・・	<b>C</b>	<b>事務的職業</b>
	中分類	・・・	<b>27</b>	<b>生産関連事務の職業</b>
	小分類	・・・	<b>272</b>	<b>出荷・受荷係事務員</b>
			272-00	倉庫事務員 物流係事務員 物流管理事務員
	細分類	・・・	<b>272-01</b>	<b>クリーニング等受入係員</b>
	普通職業名	・・・		クリーニング取次所従事者 デジタル写真プリント注文受入事務員
	細分類	・・・	<b>272-02</b>	<b>検収・検品事務員</b>
	普通職業名	・・・		スーパー検品検収員 納品管理事務員
	細分類	・・・	<b>272-03</b>	<b>保管・管理係員</b>
	普通職業名	・・・		商品管理係 倉庫管理係

## 5 本索引の使い方

- ①この索引は、17,209種の職業名を、その五十音による索引と厚生労働省編職業分類の分類番号による索引とに分けて掲載したものである。五十音別索引は、職業名がわかっていて、その職業分類上の位置づけやそれに含まれる主な仕事について情報を得たいときなどに有用である。また、分類番号別索引は、求める職業名が厚生労働省編職業分類の特定の細分類項目に該当するかどうかを知りたいときなどに使うと便利である。
- ②求める職業名が職業分類表のどこに位置づけられているのかを知りたいとき、あるいは特定の職業に従事する人の一般的な仕事内容を知りたいときには、五十音別索引を引く。索引には、職業名とその分類番号が対になって掲載されているので、当該職業名の職業分類番号は簡単にわかる。次に職業分類表でその職業分類番号の項目を引けば、大凡の仕事内容を把握することができる。また、その職業を中心にして、その近隣にどのような職業があるのかを知りたいときには、本索引に収録されている分類項目表を利用するのが簡便な方法である。職業分類表の項目は、基本的に仕事の類似性にもとづいて設定・配列されている。このため特定の職業名に付与された分類番号がわかれば、その分類番号の前後の項目が求める近隣の職業に当たる。
- ③求める職業名が五十音別索引に採録されていない場合には、職業分類表を使って分類番号を確定することができる。まず、その職業が大分類のAからKのうち、仕事の類似性を基準にして、どの項目に該当するかを判断し、その大分類項目の先頭のページを開く。そこには大分類項目の定義と当該大分類に含まれる中分類の一覧表が載っている。次に、中分



類の一覧の中から仕事の類似性を基準にして該当すると思われる項目を選択し、その中分類項目の先頭のページを開く。以下、同様にして小分類、細分類を確定する。求める職業は、このようにして確定した細分類に含まれているので、その細分類項目の分類番号が求める分類番号になる。

- ④職業分類表の細分類に設定されている 892 の各項目について、その一般的な呼称やさまざまな別称を知りたいとき、その項目に含まれる職務範囲を知りたいとき、あるいは特定の職業名がその項目に該当するかどうかを知りたいときなどには、分類番号別索引を引く。索引には、代表職業名ごとに普通職業名が五十音順に並べられている。それを一瞥すれば、職業名の多様性を知り、その項目に含まれる代表的な職務を知ることができる。
- ⑤職業の名称は、産業、企業によってさまざまである。一般的な名称が広く用いられている職業もあれば、企業によって独自色の強い名称が使われていることもある。このため、仕事内容はほぼ同一であっても異なる職業名で呼ばれていたり、逆に、同一の職業名であっても仕事内容が異なっていたりすることがある。したがって特定の職業について、その職業分類上の位置づけや主な仕事内容を調べたりする際には、五十音別索引だけに依存することはせず、職業分類表で該当する細分類の内容説明や例示職業名を確認し、更に必要な場合には各種の職業情報を参照することも重要である。